平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4					
対象税目		個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (自動車取得税、自動車税)				
要望 項目名		車体課税のグリーン化				
要望内容(概要)		車体課税については、平成24年度税制改正大綱において「自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行」うこととされている。また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)(以下「社会保障・税一体改革法」という。)第7条カにおいて、「自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化・負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う」とされている。さらに、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%とすることを目標に掲げている。このため、車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討する。				
関係	条文					
		(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位:百万円)				
要望	理由	(1)政策目的 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止及び地球温暖化防止を図る。				
	(2)施策の必要性 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題や燃料消費に伴う CO2 の排出による地球温暖化問題に的応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。 このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。					
本要 対応	望に する	なし				
縮洞	ጇ	ページ 4—1				

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	施策 1. 地球温暖化対策の推進 目標 1 - 2 国内における温室効果ガスの排出抑制施策 3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標 3 - 1 大気環境の保全
	政策の 達成目標	〇日本再生戦略(平成 24 年 7 月閣議決定) ・2020 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%とする。 〇自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(自動車 NOx・PM 法に基づく閣議決定) ・対策地域において、平成 32 年度までに NO2 及び SPM に係る大気環境基準を確保。 ・平成 27 年度までに、全ての監視測定局における NO2 及び SPM に係る大気環境基準を達成。 〇温暖化対策基本法案(平成 22 年 3 月 12 日閣議決定) (交通に係る温室効果ガスの排出の抑制) 第 18 条 国は交通に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車からの温室効果ガスの排出の抑制に資する自動車の適正な使用の促進及び道路交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換等の貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	いわゆるエコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、平成23年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は16%であり、日本再生戦略等の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。また、平成22年度大気環境基準達成率(自動車NOx・PM法対策地域内の自動車排出ガス測定局)は、NO2が95.7%、SPMが99.0%となっているが、自動車交通量の多い一部の地区において、長期間にわたりNO2の大気環境基準が達成されていない状況にあるほか、SPMについても安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。
	要望の措置の 適用見込み	_
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からの NOx・PM 排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資するものであることから、本要望事項は有効である。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	○国税 ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	〇先進的次世代車普及促進事業: 252 万円 (平成 25 年度要求額) 燃料電池自動車の導入費用の 1/2 補助
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	先進的次世代車普及促進事業は、市場に本格投入されていない燃料電池自動車を対象としていることに加え、平成22年度事業仕分け第3弾の結果を踏まえ、平成23年度からは継続事業分のみを対象とし、平成25年度で終了予定の措置である。環境性能に優れた自動車の普及を促進し、自動車からの環境負荷の低減を図るためには、市場に本格投入されている自動車に対する税制による支援が必要。
	要望の措置の 妥当性	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して 効率的に、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物 質等の排出量削減による NO2、SPM の大気環境基準の確保や CO2 削減効果による地球温暖化防止 を推進することが可能である。
	ページ	4—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の	
祝貝担鞋減指直等の 適用による効果(手段	
1	
としての有効性)	
前回要望時の	
達成目標	
前回要望時からの	
達成度及び目標に	
達していない場合の	
理由	
在田	(白動車取得形(エコカー端形))
	(自動車取得税(エコカー減税))
	・平成 21 年度に制度創設。
	・平成22年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量2.5トン超3.5トン以下
	のトラック・バスを軽減対象に追加。
	・平成24年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で延長。
	(自動車税)
	・ 平成13年度に制度創設。
	O 税率をおおむね 50%軽課: 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆
	☆かつ燃費基準達成車
	○ 税率をおおむね 25%軽課: 旧☆☆かつ燃費基準達成車
	O 税率をおおむね 13%軽課: 旧☆かつ燃費基準達成車
	○ 税率をおおむね 10%重課: 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車(低公害車、 ************************************
	一般乗合バスは適用対象外)
	・ 平成15年度に、軽課の内容を次のように変更。
	〇 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メ
	タノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車(LPG 自動車を含む)
	・ 平成16年度に、軽課の内容を次のように変更。
- レナーの亜担奴体	〇 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メ
これまでの要望経緯	タノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車 (LPG 自動車を含む)
	○ 税率をおおむね 25%軽課: ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車 (LPG 自動車を含む)・☆☆☆
	かつ燃費基準+5%達成車(LPG 自動車を含む)
	・ 平成18年度に、軽課の内容を次のように変更。
	○ 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メ
	タノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車(LPG 自動車を含む)
	○ 税率をおおむね 25%軽課: ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車(LPG 自動車を含む)
	平成20年度に、軽課の内容を次のように変更。
	〇 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車
	(GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆車)・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達
	成車
	○ 税率をおおむね 25%軽課:☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基
	準十15%達成車
	※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象
	・ 平成22年度に、軽課の内容を次のように変更。
	〇 税率をおおむね50%軽課: 電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車
	(GW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GW3.5t 超は重量車☆車)・プラグインハイブリッド自動車・
	・ 平成24年度に、燃費基準等の要件を引き上げた上で延長。
ページ	4—3